

畜産物の輸出検査要領

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第45条の規定に基づき行われる畜産物の輸出検査、法第46条の規定に基づき行われる処置、その他輸出検疫を行うに当たり講ずべき措置等については、別に輸出手続きを定めるもののほかは、本要領の定めるところによるものとする。

本要領における届出、通知事項については、必要に応じ電子メールやファクシミリにより、また、本要領で定められる手続のうち書面等により行うこととされている3の（1）、（2）の申請及び5の交付については「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成21年6月8日付け21動検第270号）により実施することができるものとする。

1 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）**畜産物** 以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第45条第2号から第6号までに掲げるもの（精液、受精卵、未受精卵及び種卵を除く。）
 - ② ①以外のものであって輸入国政府がその輸入に当たり家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としているもの（精液、受精卵、未受精卵、種卵及び動物を除く。）。
- （2）**家畜** 法第2条、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条及び規則第2条に掲げられている動物をいう。
- （3）**家畜の伝染性疾病** ウイルス、細菌、寄生虫等の病原体により引き起こされる家畜の疾病をいう。
- （4）**輸出者** 畜産物を輸出しようとする者（代行者を含む。）をいう。
- （5）**輸出港** 畜産物を輸出しようとする海港又は空港をいう。
- （6）**受入条件** 輸入国政府が畜産物の輸入に当たり家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無について我が国の家畜衛生に係る政府機関による検査証明として要求している条件をいう。我が国家畜衛生当局と輸入国政府との間で締結されている「家畜衛生条件」を含む。

2 輸入国政府の受入条件の確認

- (1) 輸出者は、輸出しようとする畜産物（以下「輸出畜産物」という。）に関し、動物検疫所ホームページの「輸出停止情報」により、輸入国政府が我が国からの輸入を停止していないことを確認する。
- (2) 輸出畜産物に関し家畜衛生条件が締結されていない場合、家畜防疫官は、輸出者に対し、当該輸出畜産物に係る受入の可否及び受入条件を確認するよう指示するものとする。
- (3) 受入条件の確認は、輸入国政府機関により輸出案件に対し個別に発行された書類、輸出国政府機関が公表している受入条件が記載されている書類（告示・ホームページ等）によるものとする。
- (4) 家畜防疫官は、受入条件を充足するため法第45条第1項の規定が適用されるものについて検査を実施し、輸出検疫証明書を交付するものとする。

3 輸出検査申請書等の提出

- (1) 輸出者は、輸出に先立ち、輸出港を管轄する動物検疫所（別表参照。輸出港が別表以外の場合にあつては当該輸出港の最寄りの動物検疫所とする。）に輸出検査申請書（規則第52条に定める様式29号）を提出するものとする。
- (2) 輸出港が未定あるいは輸出畜産物が輸出港以外の場所にある場合、輸出者は、輸出畜産物が蔵置されている場所の最寄りの動物検疫所に輸出検査申請書を提出できるものとする。
- (3) 輸出者は、家畜防疫官の指示に基づき、輸出畜産物について法第45条第1項に基づく検査（以下「輸出検査」という。）を行う上で必要と認められる書類として、次の①～⑨までに掲げる書類の全部又は一部を、輸出検査申請書と併せて動物検疫所に提出するものとする。
 - ① 2（3）に基づく、輸入の可否、受入条件を確認できる書類
 - ② 原料として使用された動物（以下「由来動物」という。）の生産地における家畜の伝染性疾病の発生の有無等を証明する書類
 - ③ 由来動物に係ると殺前又はと殺後の検査の結果を証明する書類
 - ④ 由来動物又は輸出畜産物について実施された検査の結果を証明する書類
 - ⑤ 輸出畜産物の生産、由来等を証明した書類
 - ⑥ 輸出畜産物の原料、成分組成等を証明する書類
 - ⑦ 輸出畜産物の製造・加工・調製方法及び工程を証明する書類
 - ⑧ 輸出畜産物の保管、輸送等の流通段階における衛生管理上の取扱い等を証明する書類
 - ⑨ その他家畜防疫官が必要と認めるもの

- (4) (3)に掲げる書類は、公的機関（国、地方自治体が設置する機関、その他国内関係法規に基づき輸出畜産物・由来動物に係る所要の検査を実施するものとして認証されている機関・者をいう。）が発行又は公表したものとす。
- (5) なお、輸出畜産物が国内関係法規に基づき正規に製造、市販、流通している製品の場合は、(3)の⑤～⑧に係る書類について、当該輸出畜産物の製造者等により証明及び誓約された書類に代えることができるものとする。

4 輸出検査の実施

輸出検査は、次の(1)～(4)までに掲げるところにより、輸出者から提出された書類の検査（以下「書類検査」という。）、現物の検査（以下「現物検査」という。）、精密検査（微生物学的、理化学的又は病理学的検査をいう。以下同じ。）その他必要と認められる検査により、輸出畜産物が受入条件を充足しているか否かについて行うものとする。また、規則第45条第2号から第6号までに掲げるものであって受入条件に特段の定めのないものについては、監視伝染病を対象として検査を行うものとする。

(1) 書類検査

- ① 書類検査は、3により提出された輸出検査申請書、その他関連書類について、当該輸出畜産物が受入条件に対して、必要な内容を充足しているかを確認する。
- ② 書類検査を行った家畜防疫官は、輸出者及び現物検査を行う動物検疫所と調整の上、検査の場所、日時を輸出者に指示する。

(2) 現物検査

- ① 現物検査は、輸出畜産物に対し無作為の抽出により、その梱包の状態、検査対象物の種類、性状、その他必要と認められる事項について検査を行う。
- ② 次に該当するものについては、現物検査を省略することができるものとする。ただし、初回の輸出については現物検査を実施することとし、反復継続的に輸出される場合には、輸出畜産物が同一であることを確認するため、輸出実績を勘案して抜打ちにより現物検査を行うものとする。
 - ア 国内関係法規に基づき正規に製造、市販、流通しているものであることが、書類、サンプル等により確認できる製品
 - イ 国内関係法規に基づき国内流通のために必要な検査を受けたことが、当該検査を実施した機関により証明されているもの
- ③ 開梱による現物検査により輸出畜産物の商品価値を著しく損ねるものであって、かつ、輸出数量が少ない等やむを得ない理由がある場合は、同一製品に対する検査に代えることができるものとする（輸出畜産物の製造ロット、梱包表

示等により同一製品であることが確認できる場合に限る。)

- ④ 現物検査の場所は、法第45条第2項の規定に基づき、動物検疫所又は法第38条の規定により指定された港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所とする。

(3) 精密検査

家畜防疫官は、受入条件に基づき、輸出畜産物について精密検査を行う必要があると認められる場合、輸出者の同意の下に必要な限度において材料を採取し、当該材料を精密検査に供するものとする。

精密検査の依頼と結果報告は「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」(平成21年6月8日付け21動検第270号)により、電子情報処理組織等を利用して行う。

(4) その他

- ① 受入条件に基づき必要があると認められる場合、3(3)～(5)に基づく書類での確認が不十分であると判断される場合は、輸出畜産物の製造に関連する施設の管理者の同意の下、家畜防疫官がこれらの施設に立ち入り、当該輸出畜産物に係る製造工程等について実地の調査を行うものとする。
- ② 受入条件において消毒等家畜防疫上の必要な処置が定められている場合、家畜防疫官は、自らこれを行い又は家畜防疫官の立ち会いの下、輸出者に対しこれを行うよう指示するものとする。

5 輸出検疫証明書の交付について

家畜防疫官は、輸出検査の結果、当該輸出畜産物が家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときは、規則第54条の規定による輸出検疫証明書を交付するものとする。

6 輸出検査に基づく処置等について

- (1) 輸出検査の結果、輸出畜産物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた場合において、家畜防疫上必要があると認められる場合は、法第46条第1項又は第2項の規定を準用するものとする。

また、当該規定の準用に当たって、必要があると認められるときは、輸出検査を行った動物検疫所の担当課(又は出張所)は、当該輸出畜産物に係る動物検疫上の取扱いについて企画連絡室企画調整課に協議するものとする。

- (2) 6(1)の場合において、国内防疫上必要と認められる場合は、企画連絡室は、速やかに当該事案について消費・安全局動物衛生課に報告するとともにその取扱いについて協議するものとする。

(別表)

輸出港及び輸出検査を担当する動物検疫所

輸出予定港	担当する動物検疫所
新千歳空港、函館空港、帯広空港、釧路空港、旭川空港、稚内港、苫小牧港、室蘭港、釧路港、小樽港、石狩湾港	北海道出張所 (小樽分室を含む)
青森空港、秋田空港、仙台空港、山形空港、福島空港、花巻空港、八戸港、石巻港、仙台塩釜港、秋田港、小名浜港	仙台空港出張所
庄内空港、新潟空港、酒田港、新潟港、直江津港	新潟空港出張所
静岡空港、清水港	清水出張所
京浜港（横浜港、川崎港）	畜産物検疫課(川崎分室を含む)
成田国際空港、百里飛行場、鹿島港、常陸那珂港	成田支所
東京国際空港	羽田空港支所
京浜港（東京港）、千葉港	羽田空港支所東京出張所 (千葉分室を含む)
中部国際空港、三河港	中部空港支所
名古屋飛行場、名古屋港、四日市港	中部空港支所名古屋出張所
小松飛行場、富山空港、伏木富山港、金沢港	中部空港支所小松出張所
関西国際空港、和歌山下津港	関西空港支所
高知空港、高松空港、松山空港、徳島小松島港、高知港、高松港、松山港、今治港	関西空港支所小松島出張所 (高松空港分室を含む)
阪神港（神戸港、尼崎西宮芦屋港）、姫路港、舞鶴港	神戸支所
阪神港（大阪港）	神戸支所大阪出張所
岡山空港、鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、境港、水島港	神戸支所岡山空港出張所
広島空港、広島港、福山港、浜田港	神戸支所広島空港出張所
山口宇部空港、大分空港、北九州空港、関門港、大分港	門司支所
博多港、唐津港、比田勝港、厳原港	門司支所博多出張所
福岡空港、熊本空港、佐賀空港、八代港、熊本港	門司支所福岡空港出張所
長崎空港、長崎港、伊万里港	門司支所長崎空港出張所
宮崎空港、鹿児島空港、志布志港、鹿児島港、細島港、川内港	門司支所鹿児島空港出張所
那覇港	沖縄支所
那覇空港	沖縄支所那覇空港出張所